導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

赤磐市は、岡山市に隣接している交通利便性の良さや穏やかな環境に恵まれていることから、大規模な住宅団地が整備され、市内、とりわけ山陽地域に人口が流入して岡山市のベッドタウンとしての機能を果たしながら発展してきた。しかし、現在では、特に山陽団地の入居住民の高齢化が一気に進行するといった、いわゆるオールドニュータウン問題に直面している。

また、本市の特徴として、市の中心となる賑わいが生まれる中枢的拠点がなく、都会的な住宅団地の恩恵を受けて人口が増加している地域と、過疎化が深刻で人口が減少している地域が共存しており、各地域が求めるニーズがそれぞれ異なっていることも大きな課題である。

さらに、これまで本市は住宅団地の整備に伴って人口増加が続いてきたため、市内における企業誘致や、第３次産業の振興が活発に行われなかったことから、人口規模に比較して製造品出荷額等が伸び悩んでいることも大きな課題となっている。

現在、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。このまま現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

本市は、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の１つとなり、岡山県東備地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に２０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本市の産業構造は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電設備に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、市内に所在する事業所等（従業員などが常駐するものに限る。）の建物の屋上に設置し、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するため自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を発電するものを含む）に限る。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市の産業は、駅周辺、市街地、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

前述のとおり、本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村、都道府県の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年４月１日～令和７年３月３１日とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。